

令和3年5月10日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長 (兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、施設の使用制限等を要請してきましたが、依然として多数の感染者が発生していることから、下記の通り使用制限等の要請期間を延長します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 延長期間 令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容 (延長期間に係るもの)

(1) 多数利用施設 (映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、サービス業、運動施設(屋内施設)、博物館等)
[床面積が1,000㎡超]

- ・土日の休業を要請 (運動施設(屋内施設)、博物館等を除く)
- ・平日20時までの営業時間短縮を要請 (運動施設(屋内施設)、博物館等は土日也要請)
- ・平日19時までの営業時間短縮を協力要請 (運動施設(屋内施設)、博物館等は土日も協力要請)
- ・イベント開催制限(*)の要件を準用した施設の運用を要請 (映画館等、運動施設(屋内施設)、博物館等)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請

[床面積が1,000㎡以下]

- ・20時までの営業時間短縮を協力依頼
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請

(2) イベント関連施設 (劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館の集会の用に供する部分、運動施設(屋外施設等)、テーマパーク・遊園地等)

- ・イベント開催制限(*)の要件を準用した施設の運用を要請
- ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
(イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請等)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請

(3) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請 (全ての施設)

(*) イベント開催制限

- 人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以内、収容定員が設定されていない場合は
人と人との十分な距離(1m)を確保すること
- 21 時までの営業時間の短縮

※要請内容の詳細は、添付の「緊急事態措置・使用制限対象施設一覧」をご確認ください。

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ (施設の詳細は、こちらでご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

R3.5.10時点
(適用期間：R3.5.12～5.31、
随時更新予定)

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウト サービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による 酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む)) ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設) ※	キャバレー	(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及び カラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時)	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、 夜間の長時間滞在を目的とした 利用が相当程度見込まれる施設 は対象外。 ただし、感染防止策の徹底を 要請。入場整理の実施、酒類 提供(酒類の店内持込含む。)・ カラオケ設備使用の不可に ついて協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック	(共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に 規定される措置(従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気)	
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	ライブハウス	〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・C O 2 センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	場外馬(車・舟)券場 等		
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による 酒類の施設内持込みを認めている場合を含む)) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及び カラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に 規定される措置(従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・C O 2 センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50％以内のいずれか 小さい方	※ホテル・旅館等での結婚式を 含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日20時までの営業時間短縮 ・ 平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 〔協力依頼〕 ・ 20時までの営業時間短縮	
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	卸売市場 (※1)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日20時までの営業時間短縮 ・ 平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 〔協力依頼〕 ・ 20時までの営業時間短縮	※1 生活必需物資売場以外(生活必需物資) ・ 食品 ・ 医薬品 ・ 医療機器その他衛生用品 ・ 再生医療等製品 ・ 燃料 等
	コンビニエンスストア (※1)		
	大規模小売店 (※1)		
	百貨店 (※1)		
	スーパーマーケット (※1)		
	ホームセンター (※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む) (※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	時計・眼鏡・光学機械小売業	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ <u>土日</u> の休業 ・ <u>平日20時</u> までの営業時間短縮 ・ <u>平日19時</u> までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 〔協力依頼〕 ・ <u>20時</u> までの営業時間短縮	※2 修理等に関する部分を除く
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店 (※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商 (質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物店		
	アイドルグッズ専門店		
運動・遊技施設	携帯電話ショップ 等		
	スポーツクラブ・スポーツジム	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ <u>土日</u> の休業 ・ <u>平日20時</u> までの営業時間短縮 ・ <u>平日19時</u> までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 〔協力依頼〕 ・ <u>20時</u> までの営業時間短縮	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ <u>土日</u> の休業 ・ <u>平日20時</u> までの営業時間短縮 ・ <u>平日19時</u> までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 〔協力依頼〕 ・ <u>20時</u> までの営業時間短縮	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外。 ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供(酒類の店内持込含む。)・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	ライブハウス		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬(車・舟)券場 等		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ (ペットフード売場を除く)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日20時までの営業時間短縮 ・ 平日19時までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮	
	ペット美容室 (トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店 (店舗)		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		
運動施設 (屋内施設)	体育館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 19時までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮	
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニスコート		
	柔剣道場		
	ボウリング場		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
博物館等 ※	博物館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 19時までの営業時間短縮(協力要請) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 [協力依頼] ・ 20時までの営業時間短縮	※図書館を除く * オンライン配信の場合は時間短縮不要
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること ・ 21時までの営業時間短縮 * イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	観覧場		
	演芸場等		
集会・展示施設	集会場		
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）		
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 20時までの営業時間短縮 * イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場等		
遊技施設	テーマパーク	〔協力依頼〕 ・ 20時までの営業時間短縮	
	遊園地等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	パソコン等 I T 関連教室		
	料理教室		
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底 ・酒類提供(酒類の施設内持込含む。)の自粛	
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※１）	・感染防止策の徹底	※１ 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※２ 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※２）		
	コンビニエンスストア（※１）		
	大規模小売店（※１）		
	百貨店（※１）		
	スーパーマーケット（※１）		
	ホームセンター（※１）		
	ショッピングセンター（※１）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※１）		
	ガソリンスタンド（※１）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを 提供する店舗等)	理髪店	・ 感染防止策の徹底 ・ 適切な入場整理 ・ 酒類提供(酒類の施設内 持込含む。)及びカラオケ 設備の使用自粛	
	美容院		
	銭湯（公衆浴場）		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店（時計、靴、洋服、自動車（二輪自動車含 む）、自転車等）		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
	神社		
	寺院		
	教会		
医療施設 (※１)	病院	・ 感染防止策の徹底	※１ 国家資格有資格者が治療を行う もの以外の施設は除く ※２ 生活必需品売場に限る （生活必需物資） ・ 食品 ・ 医薬品 ・ 医療機器その他衛生用品 ・ 再生医療等製品 ・ 燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※２）		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	・ 感染防止策の徹底	
	カプセルホテル		
	旅館（集会の用に供する部分を除く）		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舎		
	下宿		
交通機関等	バス	・ 感染防止策の徹底	※ ＜鉄道、バス等＞ 終電時刻の繰上げ等の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス（宅配等含む）		
工場等	工場	・ 感染防止策の徹底	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	・ 感染防止策の徹底	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		